

PFI 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方 新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分。[] は注記。）

改正後	改正前
第3節 建設費に係る物価変動リスクへの対応 〔物価変動（基準時点）〕 1～4 [略] 5. 留意点 (1) [略] (2) 対象期間 どの時点の物価をサービス対価の改定の基準とするかについては、<u>契約締結日のほか契約締結日よりも前の入札公告日等とすることが考えられる。入札公告日等とすることにより、物価変動をよりの確に反映し選定事業者の負担する物価変動リスクを減じることができる</u>と考えられる。 【建設費の改定に関する実務上のポイント】 [略]	第3節 建設費に係る物価変動リスクへの対応 1～4 [略] 5. 留意点 (1) [略] (2) 対象期間 どの時点の物価を基準とするかについては、<u>契約締結時が適切である</u>と考えられる。 【建設費の改定に関する実務上のポイント】 [略]